業務委託契約書（マーケティング）

株式会社●●（以下「甲」という。）及び株式会社●●（以下「乙」という。）は、次のとおり業務委託契約書（以下「本契約」という。）を締結した。

1　甲は、乙に対し、以下の業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

* 1. テレマーケティング調査
  2. ウェブマーケティング調査
  3. ①②に対するレビュー及びアドバイス
  4. 上記に付随する一切の業務

**※業務範囲は自由に書き換えてください。**

2　本件業務内容の詳細は、甲乙協議の下で別途定めるものとする。

1　乙は、令和〇年○月〇日までに、甲に対し、本件業務の最終報告書(以下「成果物」という。)を提出する。

2　甲は、速やかに成果物の検収を行い、受理後〇日以内に、乙に対して完了もしくは理由を告げての補修要請のいずれかを通知する。

3　乙は、甲から補修の要請を受けた場合、自己の費用と責任のもと、遅滞なく成果物の補修を行うものとする。

甲は、乙に対し、本件業務の委託料として金〇円を支払う。支払いは、本件業務完了後〇日以内に、乙の指定口座に振り込んで行う。振込手数料は甲が負担する。

1　甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　本条の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

1　乙は、甲に対し、成果物の全部又は一部が第三者の著作権、特許権、商標権等一切の知的財産権を侵害していないことを保証する。

2　成果物の所有権は、本件業務完了時に乙から甲へ移転する。

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、甲の事前の書面による承諾なしに第三者に再委託してはならない。

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

2　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和●●年●月●日

甲 株式会社●●

（住所）

（代表者名）

乙 株式会社●●

（住所）

（代表者名）